

下関市空き家バンク 活用促進改修補助金



下関市空き家バンクで購入等した物件の改修費用の一部を補助します！

【補助金額】

補助対象事業に要する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額で
最大50万円

【募集期間】

令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）

【補助件数】

20件程度（先着順）

【注意事項】

- ・ 所有権の移転登記後、1年以内の申請が対象
- ・ 補助金交付決定後に改修工事の契約・着手を行うこと

下関市ホームページ



制度概要

1. 補助対象となる空き家住宅

下関市空き家バンクに登録のある住宅

※住宅：一戸建ての住宅(居住以外の用途(店舗など)を兼ねるものも申請できますが、その場合、居住の用に供しない部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限ります。)

2. 補助の対象となる方

空き家バンク物件登録者から令和8年4月1日以降に空き家バンクに登録した空き家住宅を売買契約又は贈与契約により取得し、所有権の移転登記を受けた日から1年を経過しない方で、以下の①②のいずれかの方(法人及びその他の団体は対象外)

- ① 当該空き家住宅に居住している方
- ② 当該空き家住宅に居住を予定している方

※①、②のいずれかに該当し、以下のすべてに該当する方

- ・下関市の市税の滞納がない方
- ・暴力団員でない又は暴力団及び暴力団員と密接な関係のない方(同居者を含む)
- ・3親等内の親族又はこれと同等と認められる方から補助対象空き家住宅を取得していない方

3. 補助対象事業

市内の業者に依頼して行う、別表記載の改修工事が対象

4. 補助金の額

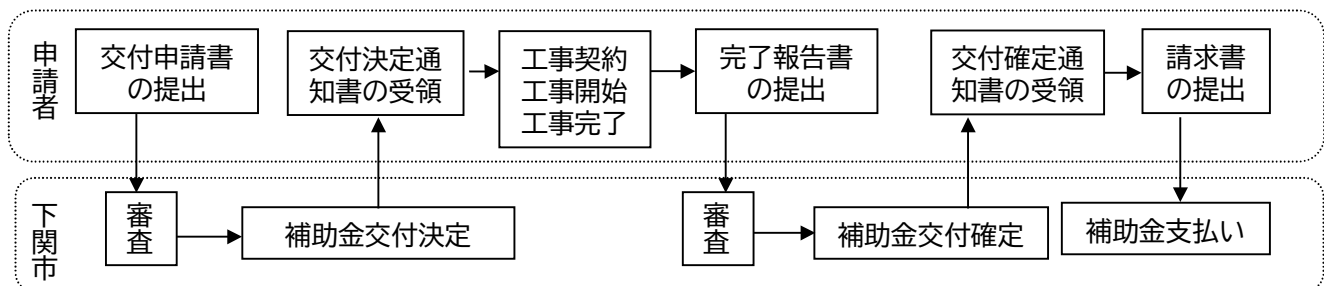
補助対象事業に要する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額で

最大50万円

5. 注意事項

補助金交付決定後に改修工事の契約・着手を行うこと

6. 申請の流れ



別表

別表（第5条関係）

改修工事の内容	備考	
1 外装工事	屋根又は軒裏の改修 雨どいの設置又は改修	塗装工事を含む。 下地改修工事を含む。
	外壁の改修	塗装工事を含む。 下地改修工事（断熱材）を含む。
	雨戸の設置、改修又は取替え	電動雨戸を含む。
	外部建具の改修又は取替え	網戸を含む。 ガラスのみの場合を含む。
2 内装工事	間仕切りの変更	
	床仕上材の改修又は補修	床暖房工事を含む。 下地改修工事（断熱材）を含む。
	内壁の改修	塗装工事を含む。 下地改修工事（断熱材）を含む。
	天井の改修	塗装工事を含む。 下地改修工事（断熱材）を含む。
	畳の取替え、表替え又は裏返し	下地改修工事を含む。
	造作家具工事	大工工事を伴うものに限る。
	内部建具（ドア、ふすま、障子等）の設置、改修又は取替え	ふすま紙又は障子紙の張り替えのみの場合を含む。
	カーテンボックス等の設置又は改修	カーテン、カーテンレール、ブラインド等の設置は対象外
3 設備工事	流し台の設置、取替え又は改修	システムキッチンを含む。
	浴槽、洗面化粧台又は洗濯パンの設置、取替え又は改修	
	便器の設置又は取替え	
	暖房等機能便座の設置又は取替え	
	給水、排水、ガス等の配管工事	他の対象工事に伴う配管工事を含む。 外部における配管工事で母屋に係るものを含む。
	給湯器、ヒートポンプ給湯器又は太陽熱温水器の設置、取替え又は改修	
	換気扇又はレンジフードの設置、取替え又は改修	床下換気扇を含む。
	エアコンの設置又は取替え	
	スイッチ、コンセント、配線等の設置又は改修	他の対象工事に伴う外部における配線工事を含む。
	電気容量増設工事	
照明器具の設置又は取替え	壁、天井等の工事を伴うものに限る。 引掛けシーリングタイプ等の照明器具の設置は対象外	

※改修工事に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）等各種法令を順守したものとすること。

※住宅の本体及びその敷地に付随するものの改修工事を対象とする。

※店舗等の用途を兼ねる住宅の場合、居住用の用に供する箇所に係る改修工事のみを対象とする。

※対象工事に伴う解体、撤去及び廃材処分に係る費用は、対象とする。

※工事を伴わないものは、対象外とする。

※部品の交換のみは、対象外とする。